

社員の懲戒処分について

2021年4月5日
阪神高速サービス株式会社

弊社従業員に対して、以下の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 懲戒処分の内容

戒告 2021年4月5日付け

2 懲戒処分の理由

弊社が運営する産地直送市場において従業員による釣銭準備金の着服が判明しました。当該従業員は全額弁済を約し、解雇としました。当該従業員の管理監督者2名に対し、管理監督責任を欠いたことを理由として、戒告の懲戒処分を行いました。

弊社といたしましては、このような事態を招いたことに対しまして、お客さまをはじめ関係者のみなさまに深くお詫びいたします。

今回の事態を真摯に受け止め、より一層のコンプライアンスの徹底を図るとともに、再発防止に努めてまいります。

以 上